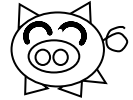


フリマアプリを利用した場合 の税金について

平成 30 年 12 月作成



ネット上で個人の持ち物を売却できるサービスは以前からありました。かつてはネットオークションと呼ばれることが多かったです。最近ではスマートフォンの普及により、所謂フリマアプリというものが普及してきて、かつてよりもっと気軽に取引ができるようになりました。しかし、物を売ってお金を手に入ると、**気になるのが税金**です。でも、このような場合の税金についてはよく理解していない人も多いのではないのでしょうか？しかし、場合によっては**気が付かないうちに脱税行為をしてしまう恐れもある**ので、ここで、簡単に整理してみたいと思います。

まず、**一般論として、モノを売った場合、「儲けが出れば」その儲けに対して税金がかかります**。この「儲け」について注意しなければいけないのは、単純に「売った値段－買った値段」ではないという事です。土地や貴金属などを除き、資産には減価償却という考え方があり、**日用品であれば2年を超える耐用年数のものはあまりない**と思われます。つまり、**数年使ってから売却したものや貰ったものは殆どの場合、「売った値段＝儲け」となります**。



しかし、ここで問題になるのが**譲渡所得**に関しては「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、什器、衣服等の譲渡による所得」は非課税との規定があります。そのため、「自分や家族が使っていたけれど不要になったもの（衣類や書籍、ゲームなど）」をフリマアプリ等で売却しても**基本的に税金は課税されないので**（ただし、一個又は一組の価格が30万円を超える場合には課税対象となります）。また、譲渡所得には50万円の特別控除があるため、**儲けた額が50万円（一年間の合計）を超えなければ課税されません**ので、余程高額なものの売却や、同じ年に大量に売却しない場合には税金の心配はいらないでしょう（所得税は一年単位で計算するため、一回の儲けが20万円の取引を同じ年に3回行えば、一年間の所得の合計が60万円になり、50万円を超えるため課税対象となります）。

一方で、これは「小遣い稼ぎ（利益を得る）の目的で他人からもらったものや、所謂「せどり（中古屋さんで安く買ったものを高く売り利益を得る）行為により利益を得た場合」には税金を納める対象となることを意味します。また、これらの行為を繰り返す場合には**注意が必要です**。この場合、所得の区分が「譲渡所得」ではなく「雑所得」または「事業所得」と認定される可能性があるからです。そして、譲渡所得と異なり**雑所得・事業所得には50万円の特別控除はありません**（事業所得の場合、要件を満たせば10万円又は65万円の青色申告特別控除の適用があります）。更に、**中古品の売買には「古物商許可（警察署へ申請）」が必要になる場合もあるので注意が必要です**。

ただし、上記のいずれかに該当し、所得が生じた場合でも、他の所得が**給与所得（年末調整をしている場合）又は公的年金（年金収入が400万円以下の場合）のみの場合、その他の所得の合計が20万円未満のときには確定申告をしなくていいという制度**がありますので、税務署への申告・納税は不要です。その場合でも**市区町村へ住民税の申告をする必要がある場合もありますので、住民税の申告漏れに注意**しましょう。